表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和6年度)

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
鹿児島地方法務局	鹿児島市伊敷町
鹿児島地方法務局	鹿児島市犬迫町
鹿児島地方法務局	鹿児島市小野三丁目
鹿児島地方法務局	鹿児島市上谷口町
鹿児島地方法務局	鹿児島市下福元町
鹿児島地方法務局	鹿児島市東坂元四丁目
鹿児島地方法務局	鹿児島市宮之浦町
鹿児島地方法務局	鹿児島市山田町
鹿児島地方法務局	指宿市十二町
鹿児島地方法務局霧島支局	霧島市国分野口
鹿児島地方法務局川内支局	薩摩川内市網津町
鹿児島地方法務局川内支局	薩摩川内市東大小寺町
鹿児島地方法務局川内支局	薩摩郡さつま町柏原
鹿児島地方法務局川内支局	薩摩郡さつま町虎居
鹿児島地方法務局種子島出張所	熊毛郡南種子町茎永
鹿児島地方法務局種子島出張所	熊毛郡南種子町中之下